

第1号議案

令和8年度 大分県 一般会計予算

令和8年度大分県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 730,058,000千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円 と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

(2)

令和 8 年 2 月 24 日 提 出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 148,800,000
	1 県 民 税	43,314,497
	2 事 業 税	34,934,125
	3 地 方 消 費 税	47,735,138
	4 不 動 産 取 得 税	2,544,987
	5 県 た ば こ 税	1,369,722
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	329,808

(4)

	7 軽油引取税	4,467,635
	8 自動車税	13,720,539
	9 鉱区税	12,568
	10 狩猟税	19,909
	11 産業廃棄物税	351,072
2 地方消費税清算金		69,485,000
	1 地方消費税清算金	69,485,000
3 地方譲与税		27,586,000
	1 特別法人事業譲与税	25,356,000
	2 地方揮発油譲与税	1,847,000
	3 石油ガス譲与税	58,000

	4 自動車重量譲与税	166,000
	5 森林環境譲与税	156,000
	6 航空機燃料譲与税	3,000
4 地方特例交付金		5,796,000
	1 地方特例交付金	5,796,000
5 地方交付税		199,300,000
	1 地方交付税	199,300,000
6 交通安全対策特別交付金		214,000
	1 交通安全対策特別交付金	214,000
7 分担金及び負担金		3,769,326

(6)

	1 分 担 金	110,118
	2 負 担 金	3,659,208
8 使用料及び手数料		7,030,553
	1 使 用 料	5,464,313
	2 手 数 料	1,566,240
9 国 庫 支 出 金		109,541,327
	1 国 庫 負 担 金	29,089,908
	2 国 庫 補 助 金	79,064,532
	3 委 託 金	1,386,887
10 財 産 収 入		1,767,355

	1 財 産 運 用 収 入	1,309,378
	2 財 産 売 払 収 入	457,977
11 寄 附 金		183,029
	1 寄 附 金	183,029
12 繰 入 金		29,835,229
	1 特 別 会 計 繰 入 金	336,558
	2 基 金 繰 入 金	29,498,671
13 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
14 諸 収 入		66,857,081

	1 延滞金、加算金及び過料等	114,786
	2 県 預 金 利 子	46,759
	3 貸 付 金 元 利 収 入	59,309,234
	4 受 託 事 業 収 入	1,698,454
	5 収 益 事 業 収 入	2,522,362
	6 雑 入	3,165,486
15 県 債		59,893,000
	1 県 債	59,893,000
歳 入 合 計		730,058,000

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		1,192,459
	1 議 会 費	1,192,459
2 総 務 費		34,823,111
	1 総 務 管 理 費	11,258,304
	2 企 画 費	13,635,346
	3 徴 税 費	4,887,180
	4 市 町 村 振 興 費	707,922
	5 選 挙 費	345,233

	6 防 災 費	3,252,454
	7 統 計 調 查 費	349,836
	8 人 事 委 員 會 費	179,856
	9 監 查 委 員 費	206,980
3 福 祉 生 活 費		76,660,708
	1 社 會 福 祉 費	48,611,728
	2 兒 童 福 祉 費	26,312,118
	3 生 活 保 護 費	1,350,256
	4 災 害 救 助 費	386,606
4 保 健 環 境 費		42,889,431
	1 公 衆 衛 生 費	30,136,512

	2 環 境 保 全 費	2,727,152
	3 保 健 所 費	2,063,112
	4 医 務 費	7,041,235
	5 藥 務 生 活 衛 生 費	921,420
5 勞 働 費		2,774,494
	1 勞 政 費	170,706
	2 職 業 訓 練 費	1,640,805
	3 雇 用 対 策 費	861,706
	4 勞 働 委 員 会 費	101,277
6 農 林 水 産 業 費		50,265,140
	1 農 業 費	11,400,848

	2 畜 產 業 費	3,693,284
	3 農 地 費	17,912,760
	4 林 業 費	12,258,835
	5 水 產 業 費	4,999,413
7 商 工 費		67,285,564
	1 中 小 企 業 費	61,354,192
	2 工 鉦 業 費	4,944,434
	3 觀 光 費	986,938
8 土 木 費		88,337,641
	1 土 木 管 理 費	7,804,487
	2 道 路 橋 梁 費	46,178,611

	3 河 川 海 岸 費	21,109,453
	4 港 湾 費	3,938,126
	5 都 市 計 画 費	6,442,418
	6 住 宅 費	2,864,546
9 警 察 費		29,848,736
	1 警 察 管 理 費	28,054,724
	2 警 察 活 動 費	1,794,012
10 教 育 費		135,472,348
	1 教 育 総 務 費	17,674,338
	2 小 学 校 費	38,853,217
	3 中 学 校 費	24,534,284

	4 高等学 校 費	32,997,672
	5 特別支援教育費	13,175,062
	6 大 学 費	1,403,128
	7 社 会 教 育 費	2,546,195
	8 保 健 体 育 費	4,288,452
11 災 害 復 旧 費		24,451,096
	1 農林水産業施設災害復旧費	10,384,521
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	13,716,575
	3 県 有 施 設 災 害 復 旧 費	250,000
	4 県立学校施設災害復旧費	100,000
12 公 債 費		85,338,126

	1 公 債 費	85,338,126
13 諸 支 出 金		90,549,146
	1 積 立 金	4,356,623
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	46,888,389
	3 利 子 割 交 付 金	292,257
	4 配 当 割 交 付 金	550,160
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	749,314
	6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,521,593
	7 地 方 消 費 税 交 付 金	34,960,213
	8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	230,577
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	20
14 予 備 費		170,000

	1 子 備 費	170,000
歳 出 合 計		730,058,000

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
1 オフィス改革推進事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	213,256
2 県有財産総合経営推進事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	10,104
3 別府総合庁舎建替事業	令和 8 年度から 令和 22 年度まで	19,557
4 県有建築物保全事業	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	851,861
5 県有建築物照明改修事業	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	1,101,939

千円

6	地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	令和 8 年度から 令和 18 年度まで	共同発行総額 1,210,000,000千円から大分県の 発行額 15,000,000千円を除いた額 1,195,000,000 千円並びにその利子
7	自動車税納税通知書作成等業務委託料	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	15,085
8	税務業務アウトソーシング推進事業	令和 8 年度から 令和 13 年度まで	272,337
9	地方選挙臨時啓発事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	5,301
10	地方選挙執行経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	5,061
11	病院薬剤師奨学金返還支援事業	令和 8 年度から 令和 14 年度まで	47,970
12	温泉資源適正利用推進事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	23,639
13	防災航空隊機能強化事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	83,781

14 防災情報通信システム更新事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	692,468
15 信用保証協会の中小企業制度資金の貸付けに伴う保証料 率軽減に対する補助	令和 8 年度から 令和 27 年度まで	2,499,366
16 職業訓練等業務委託料	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	163,477
17 建物賃借料（U I J ターン拠点施設「dot.」）	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	75,112
18 農業近代化資金等利子補給	令和 8 年度から 令和 29 年度まで	417,011
19 天災融資法に基づく災害資金損失補償	令和 8 年度から 令和 21 年度まで	<p>1 損失補償の額 融資元本の償還期限到来後 3 か月を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかった場合におけるその回収されなかった金額の 100分の80以内</p> <p>2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限到来後 3 か月を経過した後、市町村が融資機関と締結した損</p>

		<p>失補償契約に基づき損失補償を行う場合に補償を履行する。</p> <p>3 融資条件</p> <p>(1) 融資枠 4億円</p> <p>(2) 貸付利子 年1.00%</p> <p>(3) 償還期限 7年以内</p>
20 災害資金利子補給	令和8年度から 令和15年度まで	13,978
21 特定災害資金利子補給	令和8年度から 令和16年度まで	62,359
22 農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和8年度から 令和24年度まで	33,883
23 畜産特別資金利子補給	令和8年度から 令和33年度まで	26,617
24 漁業近代化資金利子補給	令和8年度から 令和29年度まで	181,471

<p>25 漁業経営維持安定資金利子補給</p>	<p>令和8年度から 令和18年度まで</p>	<p>7,691</p>
<p>26 公益社団法人全国農地保有合理化協会(以下本欄、期間欄及び限度額欄において「甲」という。)が農地中間管理機構(以下期間欄及び限度額欄において「乙」という。)に農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第7条に規定する農地中間管理機構特例事業に要する資金を貸し付けたことについて損失を受けたとき、大分県が甲にその損失を補償する。</p>	<p>甲が乙に資金を貸し付けたときから、当該貸付金の償還期限後、甲が補償の履行日として指定する日まで</p>	<p>1 損失補償の額 貸付金の償還期限(甲が当該貸付金の全部又は一部につき繰上償還を請求した場合にはその支払期日、その他償還期限の変更があった場合には、その変更後の期日とする。)において甲が弁済を受けていない元金及び延滞金並びに違約金の合計額に相当する金額</p> <p>2 補償履行時期 大分県は、前項の償還期限後、甲の指示に従い、甲に補償を履行する。</p> <p>3 乙の主な借入条件</p> <p>(1) 借入金額 154,000千円</p> <p>(2) 利率 無利子</p> <p>(3) 償還期限 借入日から10年以内</p> <p>(4) 延滞金及び違約金の計算利率</p> <p>延滞金 年 10.95%</p> <p>違約金 年 10.95%</p>

27	基幹水利施設保全対策事業	令和8年度から 令和9年度まで	120,000
28	農業水利施設保全合理化事業	令和8年度から 令和9年度まで	767,200
29	農業水利保全朴木井路地区水路改修事業	令和8年度から 令和10年度まで	450,000
30	水田畑地化推進基盤整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	2,305,804
31	水田畑地化江須賀地区区画整理事業	令和8年度から 令和10年度まで	350,000
32	水田畑地化伏田地区区画整理事業	令和8年度から 令和10年度まで	250,000
33	畑地帯総合整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	474,000
34	産地基幹農道整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	400,000

35	中山間地域総合整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	348,000
36	演習場周辺障害防止対策事業	令和8年度から 令和9年度まで	156,000
37	防災重点農業用ため池等整備事業	令和8年度から 令和10年度まで	4,037,740
38	河川工作物応急対策事業	令和8年度から 令和9年度まで	700,000
39	河川工作物大野川水管橋耐震化事業	令和8年度から 令和10年度まで	200,000
40	海岸保全事業	令和8年度から 令和9年度まで	300,000
41	復旧治山事業	令和8年度から 令和9年度まで	80,000
42	水産流通基盤整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	120,000

43 水産物供給基盤機能保全事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	60,000
44 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第25条の規定により大分県土地開発公社が公共用地等の先行取得に要する事業資金を借り入れる場合の当該借入先金融機関に対し債務保証する。	当該資金ごとの債務保証契約に定めるところによる。	大分県土地開発公社が金融機関から借り入れる事業資金の総額 1,000,000千円並びにその利子及び遅延利息
45 公共事業総合支援システム開発業務委託料	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	415,014
46 国道 2 1 2 号道路改良事業	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	5,995,000
47 国道 2 1 7 号道路改良事業 (平岩松崎工区)	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	2,200,000
48 国道 3 8 8 号道路改良事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	300,000
49 県道三重新殿線道路改良事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	200,000
50 県道中津高田線道路改良事業 (江須賀金屋工区)	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	1,168,000

51 県道中津高田線道路改良事業（角木工区）	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	430,000
52 （公）道路改良事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	4,905,000
53 （単）道路施設補修事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	300,000
54 （公）交通安全事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	900,000
55 （公）道路防災事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	650,000
56 （公）道路施設補修事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	3,100,000
57 （単）道路改良事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	1,300,000
58 道路関係受託事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	150,000

59 (単) 橋梁整備事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	60,000
60 (単) 河川海岸改良事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	390,000
61 (公) 広域河川改修事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	2,000,000
62 (公) 障害防止対策事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	242,314
63 (公) 治水ダム建設事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	540,000
64 河川関係受託事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	40,000
65 (公) 海岸環境整備事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	100,000
66 (公) 津波危機管理対策緊急事業 (河川課)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	50,000

67	土木施設災害復旧事業	令和8年度から 令和9年度まで	1,100,000
68	(公) 津波危機管理対策緊急事業 (港湾課)	令和8年度から 令和9年度まで	40,000
69	(公) 重要港湾改修事業	令和8年度から 令和9年度まで	550,000
70	(公) 地方港湾改修事業	令和8年度から 令和9年度まで	400,000
71	(公) 港湾改修統合事業	令和8年度から 令和9年度まで	200,000
72	(単) 砂防改修事業	令和8年度から 令和9年度まで	90,000
73	(単) 急傾斜地崩壊対策事業	令和8年度から 令和9年度まで	70,000
74	(単) 砂防施設再生事業	令和8年度から 令和9年度まで	60,000

75 (公) 通常砂防事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	950,000
76 (公) 火山砂防事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	300,000
77 (公) 地すべり対策事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	85,000
78 (公) 急傾斜地崩壊対策事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	430,000
79 (公) 砂防施設緊急改築事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	200,000
80 都市計画区域マスタープラン改定業務委託料	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	20,000
81 (単) 街路改良事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	200,000
82 (公) 街路改良事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	2,400,000

83	国際園芸博覧会出展業務委託料	令和8年度から 令和9年度まで	5,000
84	(公) 県営都市公園長寿命化等対策事業	令和8年度から 令和10年度まで	2,308,500
85	生活排水処理施設整備費補助	令和8年度から 令和20年度まで	406,388
86	公立学校教員採用選考試験問題作成業務委託料	令和8年度から 令和9年度まで	10,107
87	県立学校施設整備事業(エレベーター設備)	令和8年度から 令和9年度まで	76,507
88	県立学校施設整備事業(大分商業高等学校)	令和8年度から 令和9年度まで	269,453
89	県立学校施設整備事業(別府支援学校石垣原校)	令和8年度から 令和9年度まで	478,488
90	県立学校施設照明改修事業	令和8年度から 令和9年度まで	482,996

91 県立歴史博物館照明改修事業	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	113,470
92 県立学校給食業務委託料（爽風館高等学校・学びヶ丘中学校）	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	26,695
93 県立学校給食業務委託料（中央支援学校）	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	52,346
94 県立学校給食業務委託料（別府やまなみ支援学校）	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	45,738

第 3 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
被災者生活再建支援基金 拠出金	千円 450,000	証書借入れ又は証券発行（他の 地方公共団体との共同発行を含む） の方法により、財務省財政融資資 金、地方公共団体金融機構、銀行 その他から借り入れる。	年 5.0%以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年 度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの 方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定める ところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中で あっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上 償還を行い、又は借り換えることができる。
防災施設整備費	897,000			
電動車導入推進事業費	110,000			
災害援護資金貸付金	66,000			
指導監査業務デジタル化推進費	2,000			
自然公園施設整備費	2,000			
土地改良費	2,313,000			
県央空港整備費	17,000			
農地防災事業費	964,000			

林道費	212,000			
造林費	92,000			
治山費	1,495,000			
沿岸漁場基盤整備費	255,000			
漁港費	322,000			
防災対策推進費	3,259,000			
公共事業情報システム開発費	131,000			
共生のまち整備費	72,000			
道路費	20,265,000			
河川費	3,983,000			
海岸費	443,000			
港湾費	1,387,000			
砂防費	2,895,000			

土木施設災害防止緊急対策費	4,522,000			
空 港 建 設 費	406,000			
街 路 費	1,234,000			
都 市 環 境 整 備 費	109,000			
住 宅 建 設 費	919,000			
県立学校 I C T 教育基盤 整 備 費	44,000			
県立学校施設整備費	3,326,000			
警 察 施 設 整 備 費	25,000			
交 通 安 全 施 設 整 備 費	525,000			
放置駐車違反管理システム 整 備 費	24,000			
災 害 時 緊 急 対 応 事 業 費	6,174,000			
治 山 施 設 災 害 復 旧 費	106,000			
漁 港 施 設 災 害 復 旧 費	166,000			

土木施設災害復旧費	2,681,000			
合 計	59,893,000			

第2号議案

令和8年度 大分県公債管理特別会計予算

令和8年度大分県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 121,039,790千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月24日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 費		千円 121,039,790
	1 繰 入 金	86,670,790
	2 県 債	34,369,000
歳 入 合 計		121,039,790

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 公 債 管 理 費		121,039,790
	1 公 債 費	121,039,790
歳 出 合 計		121,039,790

第 2 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 34,369,000	証書借入れ又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）の方法により、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。

第3号議案

令和8年度 大分県国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度大分県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 109,230,096千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険事業費		109,230,096
	1 分担金及び負担金	26,947,067
	2 国庫支出金	32,184,778
	3 財産収入	100,136
	4 繰入金	6,078,716
	5 諸収入	43,919,399
歳 入 合 計		109,230,096

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険事業費		109,230,096
	1 国民健康保険事業費	109,230,096
歳 出 合 計		109,230,096

第 4 号議案

令和 8 年度 大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 8 年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 160,486千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金		千円 160,486
	1 繰 入 金	5,399
	2 繰 越 金	105,564
	3 諸 収 入	49,523
歳 入 合 計		160,486

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 母子父子寡婦福祉資金		160,486
	1 母子父子寡婦福祉資金	160,486
歳 出 合 計		160,486

第5号議案

令和8年度 大分県中小企業設備導入資金特別会計予算

令和8年度大分県中小企業設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50,285千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 中小企業設備導入資金		50,285
	1 繰 入 金	16,782
	2 繰 越 金	3,515
	3 諸 収 入	29,988
歳 入 合 計		50,285

歳 出		
款	項	金 額
1 中小企業設備導入資金		千円 50,285
	1 中小企業設備導入資金	50,285
歳 出 合 計		50,285

第 6 号議案

令和 8 年度 大分県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和 8 年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 953,516千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 貸 付 勘 定		千円 950,000
	1 繰 入 金	187,500
	2 繰 越 金	182,684
	3 諸 収 入	579,816
2 業 務 勘 定		3,516
	1 繰 入 金	2,625

	2 諸 収 入	891
歳 入 合 計		953,516

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		950,000
	1 林業・木材産業改善資金	200,000
	2 木材産業等高度化推進資金	750,000
2 業 務 勘 定		3,516
	1 林業・木材産業改善資金	2,625
	2 木材産業等高度化推進資金	891
歳 出 合 計		953,516

第 7 号議案

令和 8 年度 大分県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 8 年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 336,588千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		335,000
	1 繰 越 金	320,470
	2 諸 収 入	14,530
2 業 務 勘 定		1,588
	1 繰 入 金	1,588
歳 入 合 計		336,588

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 貸 付 勘 定		335,000
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	335,000
2 業 務 勘 定		1,588
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	1,588
歳 出 合 計		336,588

第 8 号議案

令和 8 年度 大分県営林事業特別会計予算

令和 8 年度大分県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 599,164千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 24 日 提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県 営 林 事 業 費		599,164
	1 使用料及び手数料	38
	2 財 産 収 入	482,911
	3 繰 入 金	88,439
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	16,775
	6 県 債	11,000

歳 入 合 計		599,164

歳 出		
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		千円
		599,164
	1 県 営 林 事 業 費	252,485
	2 県 民 有 林 事 業 費	346,679
歳 出 合 計		599,164

第 2 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伐採事業費	千円 8,000	証書借入れの方法により日本政策金融公庫から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、40年度間以内に元利均等の年賦償還の方法により償還する。 ただし、事業ごとの償還条件は、借入先の定めるところによる。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、又は繰上償還を行うことができる。
県営林造成事業費	3,000			
合 計	11,000			

第9号議案

令和8年度 大分県臨海工業地帯建設事業特別会計予算

令和8年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 209,549千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 大分臨海工業地帯建設事業費		千円 209,549
	1 財 産 収 入	91,221
	2 繰 入 金	118,228
	3 繰 越 金	100
歳 入 合 計		209,549

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 大分臨海工業地帯建設事業費		209,549
	1 土地造成費	209,549
歳 出 合 計		209,549

令和8年度 大分県港湾施設整備事業特別会計予算

令和8年度大分県港湾施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,853,947千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和8年2月24日提出

大分県知事 佐藤 樹一郎

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算
歳 入

款	項	金 額
1 港湾施設整備事業費		千円 4,853,947
	1 使用料及び手数料	1,508,458
	2 財産収入	123,233
	3 繰入金	3,058
	4 諸収入	100,198
	5 県債	3,119,000
歳入合計		4,853,947

歳 出		
款	項	金 額
1 港湾施設整備事業費		千円 4,853,947
	1 港湾施設整備事業費	4,853,947
歳 出 合 計		4,853,947

第 2 表

債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
港湾機能施設整備事業	令和 8 年度 から 令和 9 年度 まで	千円 500,000

第 3 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設建設事業費	千円 2,047,000	証書借入れ又は証券発行の方法により、財務省財政融資資金、地方公共団体金融機構、銀行その他から借り入れる。	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度の翌年度から、すえ置期間を含め、30年度間以内に元利均等、元金均等又は満期一括などの方法により償還する。 ただし、償還条件は、借入先の定めるところ又は発行要綱による。 なお、財政の都合により、すえ置、償還期間中であっても償還年限を短縮し、若しくは延長し、繰上償還を行い、又は借り換えることができる。
借換債	1,072,000			
合計	3,119,000			